

フランス財務報告制度の展開(2)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

33

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

72

(発行年 / Year)

1997-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003438>

〔 論 文 〕

フランス財務報告制度の展開 (2)

大 下 勇 二

目 次

- I. はじめに
- II. 1807年商法典－1867年会社法の期間
 - 1. 1807年商法典の会社会計規制
 - 2. 会社財務報告の実践
- III. 1867年会社法－1935・37年デクレの期間
 - 1. 1867年会社法の会社会計規制 (以上前号)
 - 2. 違法配当訴訟と利益計算ルールの形成 (以上本号)
 - 3. 会社財務報告の実践
 - 4. 1907年財政法の財務報告規制
- IV. 1935・37年デクレ－1966年商事会社法の期間
- V. むすび

2. 違法配当訴訟と利益計算ルールの形成

前節で考察したとおり、1856年法、1863年法および1867年会社法には財産目録の作成方法に関する規定はなかった。その作成は実践・慣行に基づいていた。当時のフランス法における評価規定の不在がドイツにおけるような評価論争を生み出さなかった原因とされている。しかし、フランスでは、訴訟の中で財産目録上の財産の評価、純利益の性質などに関して司法的判断が示され、これら判例が財産目録の作成方法に影響を与えてきことは一般に認識されている。

例えば、ボードナ (E. Beaudonnat) は、「架空配当 (dividende fictif)」とは何かの観点から、財産目録の各項目の評価基準、減価償却計算、引当金計算などの実践に関して、法の不備を補って判例や学説が形成した基準を考察している。⁽¹⁾ また、商法研究者は種々の判例を取り上げて、同様の観点から「架空配当」の概念を検討している。⁽²⁾

これら研究の中心課題となった「架空配当」に

関連する条項が1856年法第13条と1863年法第31条の規定である。

株式会社合資会社に関する1856年法第13条^{3'}によれば、財産目録なくあるいは虚偽の財産目録により、会社実際に獲得されていない配当の分配を株主に行った業務執行社員は、刑法第405条の詐欺罪が課せられる。

また、1863年有限責任会社法第31条^{3'}によれば、財産目録なくあるいは虚偽の財産目録により、実際に獲得されていない配当の分配を、故意にまた反対することなく行ったあるいは行わせた取締役は、刑法第405条の詐欺罪が課せられる。

違法配当訴訟において、これら条文の「実際に獲得されていない配当 (dividendes non réellement acquis)」の規定が配当の違法性を判断するより所とされたのである。

この「実際に獲得されていない配当」の規定の解釈は「実際に獲得された利益 (bénéfices réellement acquis)」の解釈に発展し、財産目録上の純利益が実際に獲得された利益であるためには、積極・消極財産の性質・評価がどうあるべきかなどの形で計算基準が展開されている。このような司法的判断の計算ルールへの影響が1860年代から見られた。

本稿では、ボードナや商法研究者の考察を手掛りに1860・70年代の訴訟事件を取り上げているが、考察の観点はこれら研究が行ったような「架空配当」の概念の分析ではない。本稿は、視点を変えて、違法配当事件の中で裁判所がどのような観点から「実際獲得の配当・利益」および「配当の違法性」を判断したかを明らかにし、これら司法的判断の観点が計算書類の正確性・真実性の性質にいかなる影響を与えたかを検討する。

また、1860・70年代の訴訟事件を取り上げるのは、前出の法律規定の制定直後に生じた訴訟事件

であり、しかも、これら訴訟の中で司法的判断の観点からすでに明確にされていると考えるからである。

(1) 1861・62年のミレス事件

まず、1861・62年のミレス事件を取り上げる。⁽³⁾ ミレス事件は1856年法の上記規定の出現後最初の重要な違法配当訴訟である。

① 配当の違法性の争点

ミレス (Mirès) 氏は鉄道銀行 (Caisse des chemins de fer) の業務執行社員、ル・コント・スイメオン (le compte siméon) 氏は同銀行の監査役会会長であった。ミレス氏は、1856年4月3日にローマ鉄道と協約を結び、認可されたばかりの当該路線の経営に必要な資金1億7,500万フランを出資することを約束した (協約の第1条)。

このために、ローマ鉄道は額面500万フランの株式170,000株と社債9,000万フランを発行し、これをすべて鉄道銀行が引き受けた。協約の第1条では、ローマ鉄道発行の株式は路線建設期間中に5%の確定配当、認可路線全体の営業開始後は6%の確定配当を支払い、社債については6%の利子を支払うことが約束された。しかも、ローマ教皇政府が年間6%を保証していた。

協約の第2条では、調達資金1億7,500万フランのうち、3,500万フランが、今後、1° 研究費、旅費、交渉費および認可を得るために必要な費用、2° 軌道の重量の増加から生ずる費用差額、3° 手数料と会社運営の費用、としてミレス氏に支払われることが規定された。

a. 1856・57年の財産目録の利益

鉄道銀行の1856・57年の財産目録に計上された合計8,750,000フランの利益部分からの配当に関して、1856年法第13条の「実際に獲得されていない配当」の規定からその違法性が問題とされた。当該利益は、ローマ鉄道が計上した1,600万フランの純利益に基づいて、積立金繰入額控除後の金額をミレス氏が自社の1856年と1857年の財産目録に計上したものである。

ローマ鉄道は鉄道銀行の100%子会社であり、利益配当に関しては前出の協約により一定額が保

証されていた。しかも、当該一定額はローマ教皇政府により保証されていた。しかし、ローマ鉄道は認可されたばかりでまだ営業を開始しているわけではなかった。ミレス氏はローマ鉄道から実際に配当を受ける前に、1億7,500万フランの5% (8,750,000フラン) を2年度に分けて鉄道銀行の利益として計上し、これを分配したのである。

b. 1859年の財産目録の利益

1859年の財産目録に計上された9,151,556フランの利益からの分配に関して、「実際に獲得されていない配当」の規定から違法性が問題とされた。

ミレス氏は Pamepelune à Saragosse 鉄道路線 (187km) をキロ当たり145,000フランで購入し、これをスペイン女王勅令により設立された株式会社に対して、キロ当たり200,000フランで出資した。この差額55,000フランは、財産目録上の保有株式価額の増加となって表れ、これが利益として計上されたものである。

この新会社とは協約が締結されていたが、当該協約は事後的に1860年1月9日の株主総会で承認された。路線の建設はまだ実施されていなかった。

c. 1856-59年の財産目録からの損失の脱漏

1856-59年の財産目録において、信用取引から生じた572,000フラン、3,953,000フランおよび1,600,000フランの損失の脱漏が見られた。損失脱漏の財産目録を基礎とした配当が違法性を有するか否かが問題とされた。

d. 1860年の財産目録における保有株式の評価

1860年の財産目録における保有株式の額面評価の妥当性が問題とされた。Caisse générale の株式を財産目録日の相場で評価しないで、額面で評価したものである。当該株式の相場が額面金額を下回っていたため株式の評価額が過大となり、過大評価を含む財産目録からの配当が「獲得利益」の点から違法性を有するか否かが争点となった。

② 裁判経過

1861年7月11日、セヌ軽罪裁判所はミレス氏に鉄道銀行の経営において信任の乱用違反、詐欺、違法配当の違反行為を犯したとして5年の禁固刑を宣告し、監査役会会長ル・コント・スイメオン氏に対しては、財産目録の不正確性と配当の不正規な分配に対する民事上の責任を宣告した。

特に、違法配当に関しては、1856・57年と1859年の財産目録の前述の利益部分を「獲得されていない」と見なしてその配当の違法性を指摘した。

両者は、パリ帝国裁判所に控訴し財産目録の鑑定のやり直しを請求したが、裁判所は1861年8月29日にこれを却下してセーヌ軽罪裁判所の判決を支持した。

被告人はさらに破棄院に対して鑑定ของやり直しを請求した。破棄院は、1861年12月28日、上訴を受け入れ上記判決を破棄してドゥアイ (Douai) 帝国裁判所軽罪部に差し戻した。パリ裁判所が鑑定ของやり直しを却下する理由を明らかにしなかったからである。

被告人はドゥアイ帝国裁判所に鑑定ของやり直しを請求した。裁判所は1862年4月21日にこの鑑定ของやり直し請求を却下したが、控訴判決も破棄した。ドゥアイ裁判所は一連の計上利益を「獲得されたもの」と見なしたのである。

この事件は、再度、破棄院で争われるが、破棄院は一連の計上利益を「獲得されていない」と判断してミレス氏らの有罪が最終的に確定した。

次に、差戻し審のドゥアイ裁判所の判決理由、エリ審議官の見解と破棄院でのデュパン検事総長の主張および破棄院の判決理由を取り上げ、「実際に獲得された配当」および「実際獲得利益」の解釈がどのように展開されたかを明らかにしたい。

③ ドゥアイ帝国裁判所の判決内容

差戻し審では、ドゥアイ裁判所は1856・57年と1859年の財産目録の利益部分を「獲得された利益」と見なしてその配当の合法性を宣告した。

1856・57年の配当の合法性を判断する上で同裁判所が重視した点は、協約の締結と100%の親子会社関係の点である。同裁判所は前出協約により8,750,000フランが「実際に獲得された (réellement acquis)」ものと見なしたのである。しかも、「ローマ教皇政府が6%の利子を保証しているだけに当該利益は確実なものを見なされた (ce bénéfice était d'autant plus certain, que le gouvernement pontifical avait garanti un intérêt de 6 pour 100 par an)。⁽⁴⁾

他方、ローマ鉄道は鉄道銀行の100%子会社である。「ある会社のすべての株式を引き受けるこ

とは実質的にそれら株式を購入することである。言葉は違うが最終的な結果は同じである。その時から、当該購入はその日からでも取引から生ずる利益を生み出す (que souscrire toutes les actions d'une société, c'est en réalité les acheter; que si les mots diffèrent, le résultat final est le même; que dès lors, cet achat a donné naissance du jour même aux bénéfices résultant de l'opération)。⁽⁵⁾

ドゥアイ裁判所は1856・57年の8,750,000フランの利益を協約の日から獲得されていると見なし、配当の違法性を否定した。1859年の9,151,756フランの利益についても、同裁判所は「獲得された利益」と判断した。

1856-59年の財産目録における損失の脱漏に関しては、「信用取引にかかる572,000フランの損失の貸方計上の脱漏は何らの重要性もない。その理由は、いずれにせよこれら572,000フランが株主に分配された配当に何ら影響しなかったからである (l'omission au passif de la perte de 572,000fr. sur des marchés à terme n'a plus d'intérêt, puisque, dans tous les cas, ces 572,000 fr. n'affecteraient en rien le dividende qui a été distribué aux actionnaires)。⁽⁶⁾と判断した。この裁判所の判決は、配当の違法性を「財産目録の正確性」の観点からではなく、「会社資本の保全」の観点から判断したものである。

また、1858年の3,953,000フラン損失の脱漏も、これが1859年財産目録に計上された5,573,000フランの損失の一部であるとして不正と見なさなかった。裁判所は、「当該金額が株主に分配される配当を傷つけるのには不十分 (cette somme serait insuffisante pour entamer le dividende distribué aux actionnaires)。⁽⁷⁾であることを理由に、違法性を否定した。

このように損失の脱漏に関しては、ドゥアイ裁判所は、それが配当を傷つけるものでない限り財産目録の不正確性を問題としなかった。

最後に、1860年度の保有有価証券の評価に関しては、同裁判所は、フランス銀行が取引所の時価にかかわらず額面評価を認めていたことを理由に、非難できないと結論づけた。

④ エリ審議官とデュパン検事総長の見解

a. エリ審議官の見解

エリ (Faustin Hélie) 審議官は検事総長への報告の中で、ドゥアイ裁判所の判決を検討している。次にこれを見てみよう。⁽⁸⁾

まず、1856年7月17日法律第13条違反 (財産目録の不正確性 (infidélité dans les inventaires) と架空配当 (distributions de dividendes fictifs) の適用根拠となる事実として、1. 損失の脱漏、2. 未だ会社に獲得されていない利益を配当したこと (d'avoir distribué des bénéfices non encore acquis à la société)、3. 財産目録において一定の項目の価値を過大評価したこと (d'avoir exagéré dans les inventaires la valeur de certains articles) を上げ、1. の「損失の脱漏」は判決では問題にされなかったこと、2. の点は、1856・57年の財産目録への8,750,000フランの計上と、1859年の財産目録への9,151,556フランの計上に関して、判決が正式に検討対象として取り上げたがその違法性を否定したことを報告し、これら利益が1856年法の意味する「獲得利益 (bénéfices acquis)」であるのか疑問を提起している。

エリ審議官は一般的な実務慣行を次のように指摘する。

「これら利益に対する権利が確保されていることで十分であり、利益を生み出す作業が完了しているか執行中にすぎないかはほとんど重要でない (qu'il suffit que le droit à ces bénéfices soit assuré; qu'il importe peu que les travaux d'où ils doivent provenir soient terminés ou seulement en cours d'exécution)」⁽⁹⁾

「諸勘定が債権の支払いに対する権利を確認するときから、これら債権は会社の資産に計上される。ただし、回収できない場合には後で貸方に振り替える (dès que les comptes constatent un droit au payment de certaines créances, ces créances entrent dans l'actif de la société, sauf à être reportées plus tard au passif si elles n'étaient pas recouvrées)」⁽¹⁰⁾

エリ審議官は、このような実務慣行が1856年法の「獲得利益」の規定に照らして問題があると主張する。

「この記帳方法は実際に獲得されていない利益

のいっさいの分配を明確に禁ずる法律と両立するのが難しいように思われる (ce mode de comptabilité semble se concilier difficilement avec les termes de la loi qui prohibent expressément toute distribution de bénéfices non réellement acquis.)」⁽¹¹⁾

「法律が要求しているのは利益に対する権利ではない。その理由は、この権利の行使は妨げを受ける可能性があるからである。それは実現した利益である。それは実際に獲得されていなければならない。réellement の用語はそれが取引の完了を示すものでないならば何を意味するのか (Ce n'est pas le droit au bénéfice que la loi exige, car l'exercice de ce droit peut éprouver des entraves, c'est le bénéfice réalisé. Que signifie le mot réellement, s'il n'indique pas la consommation de l'opération)」⁽¹²⁾

「立法者は用心を倍増した。業務執行社員は約定により多少なりとも将来にずれ込む利益を配当できるだけでなく、契約に基づいた利益ではなく完全に実現した利益だけを分配することも望んだ。獲得されねばならないのは利益に対する権利ではない。それはまさに利益である。従って、法律は完了した取引を想定している (Il a redoublé de prévoyances; il a voulu, non pas seulement que le gérant pût distribuer des bénéfices plus ou moins étayés sur l'avenir en vertu de stipulations, mais qu'il ne pût répartir que des bénéfices, non pas fondés sur des contrats, mais complètement réalisés. Ce ne sont pas les droit aux bénéfices qui doivent être acquis, ce sont les bénéfices mêmes, et par conséquent la loi suppose une opération accomplie)」⁽¹³⁾

以上のとおり、エリ審議官は「獲得された利益」の解釈において「利益に対する権利」を除外することを主張した。すなわち、獲得利益の解釈に対して、現在でいう現金主義的な考えを適用し、1856年法の「獲得された配当」の規定はこの狭く解釈された利益からの配当を考えているとエリ審議官は主張するのである。

エリ審議官の考えは、破棄院でのデュパン (Dupin) 検事総長の主張に表れている。

b. デュパン検事総長の見解

デュパン検事総長は、1856・57年と1859年の財産目録上の利益の配当についてその違法性を主張した。⁽¹⁴⁾ その主張のポイントは“*réellement*”の用語の解釈にある。

デュパン検事総長は次のように主張した。

「実際という言葉は明確な意味を有しており、あいまいさを可能にしない。それは約款から生ずるような利益に対する抽象的な権利を考へてはならない。さらに利益が実現していることが必要である。十分に根拠のあるものであっても期待を分配しない。条項ではなくお金を分配する。配当は、会社の金庫から出金する前に、まずそこに入金していなければならない。1856年法が監査役会の構成員に《金庫を検証する》ことを勧告するのはこのためである。もし彼らがこの義務を履行していたならば、配当の分配を満たすのに必要なものは存在していなかったことに気付いたであろう。彼らは配当の分配を認めなかったであろう (*Ce mot “réellement” a une signification précise, il ne permet pas l'équivoque, Il ne faut pas considérer le droit abstrait à un bénéficiaire, tel qu'il peut résulter d'une stipulation; il faut encore que ce bénéficiaire ait été réalisé. -On ne partage pas des espérances, même bien fondées; on ne partage pas une clause, mais des écus. Une dividende, ayant de sortir de la caisse d'une société, dont d'abord y être entré. C'est pour cela que la loi de 1856 recommande aussi aux membres de la commission de surveillance de (vérifier la caisse). S'ils avaient satisfait à ce devoir, ils auraient bien vu qu'il n'y avait pas de quoi satisfaire à la répartition du dividende; il ne l'auraient pas autorisée.*)」⁽¹⁵⁾

以上の主張に見られるように、デュパン検事総長は「実際に獲得された配当 (*dividendes réellement acquis*)」の解釈をエリ審議官と同様非常に狭く捉え、配当に際して金庫からの出金の前に入金しておくことが必要であるという考えを展開している。

さらに、損失の脱漏に関しては、それが株主への配当を傷つけるには不十分であったとしても、財産目録の不正確性自体が1856年法の要求するところに反していると主張する。

デュパン氏は、1856年法が第三者の利益のために財産目録の正確性 (*exactitude*) を高めることを目的としてこれを監査役会の監督下においたこと、利益は真実かつ正規の財産目録 (*inventaires sincère et réguliers*) に基づくときだけに生ずること、存在しない繁栄を一般公衆に信じさせて資本を配当することがあまりにも頻繁に行われたこと、このために法は会社幹部に対する詐欺罪の適用と監査役会構成員に対する民事責任を課したこと、を指摘して財産目録の正確性自体が1856年法の要求するものであることを主張した。

また、保有有価証券の評価に関しては、フランス銀行総裁が額面評価に関する証明書を交付しているが、この証明書はフランス銀行内の評価方法を説明するものにすぎず、当該ケースの評価における不正行為を否定するものではないと主張した。⁽¹⁶⁾

⑤ 破産院の判決

破産院は、1856・57年と1859年の財産目録上の利益の配当に関してその違法性を認定した。破産院は、分配される配当が実際に獲得されたものであるためには、その基礎となる利益が協約に基づくだけでは不十分であり、完了した取引から生ずるものであることを求めた。

すなわち、「架空配当や危険なものにすぎない配当を排除したかった法律の意味において、それが完了した取引の結果である限りにおいてのみ会社にとって獲得されている (*il n'est acquis à la société, dans le sens de la loi, qui a voulu écarter les dividendes frauduleux et même ceux qui seraient que hasardés, qu'autant qu'il est le résultat d'une opération accomplie*)」⁽¹⁷⁾

「取引の完了」は最終的な清算を意味している。このように、破産院はデュパン検事総長の主張にそって、「実際に獲得された利益」の概念を狭く捉え、最終的に金銭により決済され金庫に入金したものでなければ配当できないとの解釈を示したのである。

他方、損失の脱漏については、それが株主に分配された配当に何らの影響も及ぼしていないとの理由で、その違法性は否定された。すなわち、財産目録が不正確であっても、それが配当に何らの

影響も与えない場合には、法的には問題とされなかった。

また、保有有価証券の過大評価については、商慣習に反していることを認めながらも、不正の意図がなかったとしてその違法性を否定した。

⑥ ミレス事件の会計上の意義

ミレス事件が財産目録の作成方法とその正確性・真実性の性質に与えた影響を検討したい。

1856年法第13条「実際に獲得されていない配当」の規定の解釈に関して、エリ審議官とデュバン検事総長の見解が重要である。

両者は、「実際に獲得された配当」さらには「実際に獲得された利益」の解釈を狭く捉え、約定に基づく利益は期待に過ぎず、当該条項の考える利益は金庫に入金した利益であるとして利益に対する債権部分を配当可能利益から排除する見解を展開した。

両者の見解は、当該規定の目的が「配当による資本流出の防止」であるという思考を基礎とし、「実際獲得の配当・利益」の解釈を「資本の維持・保全」の観点から展開するものである。

最終審の破棄院はデュバン検事総長の見解に大きな影響を受けている。デュバン氏の見解および破棄院の判決の考え（利益計上における「現金化(encaissement)」の考え）はその後修正されるが、慎重な利益計上の思考は司法的判断ないし実務慣行に影響を与えたと見られる。

さらに、「損失の脱漏」に関する司法的判断は、その後も重要な影響を与え続けたと見られる。ミレス事件は、財産目録の正確性自体が法律上一定の範囲内でしか問題とならないことを正式に明らかにするものである。

すなわち、資本金から配当が行われない限り、財産目録の不正確性は犯罪にならないと判断されたのである。この点は、法定積立金規定ができてからは、配当が資本金と法定積立金を害するか否かの観点から財産目録の不正確性が問われることとなるが、一定の枠内でしか財産目録の正確性が問題とされない点は変わっていない。

(2) 1863年有限責任会社法の理由書と報告書および1864年ルクール社破産事件

① 1863年有限責任会社法の理由書の見解

前述のミレス事件訴訟における「現金化」の考えは、1863年有限責任会社法の理由書(Exposé des motifs)の中で再び展開された。⁽¹⁸⁾ 政府審議官デュベルジエール(Duvergier)は、同法理由書において次のように述べている。

「“実際に獲得されていない配当”の用語の範囲を間違えてはならない。約束した取引がほぼ確実なように見える期待を想像させることでは十分でなく、行った協約、締結した契約が本物の権利、確実な債権をなすことでさえも十分ではない。事業の見込の成果、協約・契約の効果は、まだ分配することのできる利益ではない。もし、実際に実現する前に、それに相当する金額が会社の金庫に入る前に分配を実施するならば、配当の名の下に株主に与えられたものは会社資本金からとられている (Il ne faut pas non plus se méprendre sur la portée de ces mots : Dividendes non réellement acquis. — Il ne suffit pas que des opérations engagées fassent concevoir des espérances qui paraissent presque des certitudes, ni même que des conventions faites, des marchés conclus, constituent des droits véritables, des créances positives. Les résultats probables des entreprises, les effets des conventions et des traités, ne sont pas encore des bénéfices qu'on puisse distribuer. Si on en fait la répartition avant qu'ils soient effectivement réalisés, avant que la caisse sociale ait reçu les sommes qui en sont la représentation, c'est sur le capital social qu'est pris ce qui est donné aux actionnaires sous le nom de dividendes)」⁽¹⁹⁾

以上に示すとおり、デュベルジエール審議官は理由書の中で、約定取引が一見確実な期待を想像させるだけでは不十分であること、協約、契約が本物の権利、確実な債権をなすことでさえも不十分であること、事業の見込の成果、協約・契約の効果はまだ分配することのできる利益ではないこと、実際に実現する前、すなわちそれに相当する金額が会社の金庫に入る前に分配を実施する場合資本金が配当の名の下に株主に分配されているこ

と、を強調してミレス事件の違法配当訴訟で示された「現金化」の考えを展開している。

② 1863年有限責任会社法の報告書の見解

1863年法の理由書に対して、同法委員会報告官デュ・ミラル (Du Miral) は報告書の中で「現金化」の考えを否定する見解を表明した。

「利益が現金化されていることは必ずしも必要でない。もはや会社から逃れられない利益、もはや単なる偶発的な状態にない利益を表現したかっただけである。予想外の支払不能ないし不意の横領を除いて、運命の衝撃がもはや会社から何ら奪うことのない利益である (Il n'est pas nécessaire que le bénéfice ait été encaissé. On a seulement voulu exprimer les bénéfices qui ne peuvent plus échapper à la Société, qui ne sont plus à l'état de simple éventualité, dont aucun coup du sort, excepté une insolvabilité imprévue ou une distraction fortuite, ne peut plus priver la Société)」⁽²⁰⁾

また、「確かに、利益が現金化されていることは必ずしも必要ではない。利益は、それが議論の余地なく良好と見なされ、また商業の慣例により資産に計上すべき性質のものであるという条件で、資産、協約、単なる債権からも生ずる。この点に関して、常識と商業の実践は法律の最良の注釈である (Sans doute, il ne sera pas toujours nécessaire que le bénéfice ait été encaissé; il pourra résulter d'une valeur, d'une traite, même d'une simple créance, pourvu qu'elle soit réputée bonne, non susceptible de discussion, et de nature, suivant les usages du commerce, à figurer à l'actif. Le bon sens et la pratique commerciale seront, sur ce point, le meilleur commentaire de la loi.)」⁽²¹⁾

以上の見解に示されているとおり、デュ・ミラル報告官は報告書の中で、利益が現金化されていることは必ずしも必要でないこと、1863年法第31条3°の規定は予想外の支払不能や不意の横領などの場合を除いて、偶発的・射幸的利益を排除したものであること、利益は協約や債権からも生ずること、などの点を強調した。

デュ・ミラル報告官の見解は「利益の現金化」の考えを否定する一方、資産あるいは利益計上の条件を明確にしている。その際に重視された点は

「単に偶発的な状態にある (à l'état de simple éventualité)」利益の除去である。

デュ・ミラル報告官の考えが当時の多数派の見解であったと見られる。この点は、前出ミレス事件でエリ審議官が一般的実務慣行として取り上げた実践から判断して明らかである。事実、ミレス事件以後の訴訟では「現金化」の考えが大きく後退している。

③ ルクール社破産事件

a. 配当の違法性の争点と司法的判断

ルクール (Lecoeur) 株式合資会社の破産事件において、1864年8月16日、破産院は分配可能な利益について次のように宣告した。

「株主に対する配当の分配は、その非常に不確実な成功が長く待たされる、危険な事業から生ずる可能性のある偶発的利益に基づいてではなく、実際かつ現在に獲得された利益に基づいてのみ行うことができる (Les distributions de dividendes aux actionnaires ne peuvent être opérées que sur des bénéfices réellement et actuellement acquis, mais non sur les bénéfices éventuels pouvant résulter d'entreprises hasardeuses dont le succès fort incertain, peut se faire attendre longtemps)」⁽²²⁾

当該判決では、その成功が不確実で成否を長期間待たなければならない危険な事業からの偶発的利益は配当に用いてはならないこと、配当可能な利益は実際かつ現在に獲得されている利益であること、の二点を強調した。

すなわち、配当可能利益は、これから「偶発的利益 (bénéfices éventuels)」を除外し、「実際かつ現在に獲得されている利益 (bénéfices réellement et actuellement acquis)」に限定することが明確にされた。長期間待って利益にならない可能性のあるものは配当してはならず、現在に利益であることが確実なものだけを配当すべきとの考えが示されている。

当該事件における違法性の争点は、ルクール社の行った1857-61年の配当にある。利益が存在しないのに配当を行ったとしてその違法性が争われたのである。⁽²³⁾

例えば、1857年の純利益133,626.24フランに基

づいて行った配当について、当該利益の算定において損益勘定の貸方収益として計上した金額が「獲得利益」の点から問題とされた。

すなわち、計上収益のうち、156,444.24フランは Poret と Mosselman との間で行われた銀行取引の収益、3,500フランは保証に提供した証券の利子であったが、裁判所はこれら取引から生ずる債権は信用できないこと、大部分は実現の保証 (garantie de réalisation) がないこと、従って利益の要素と見なすことができないと判断した。

裁判所は、上記銀行取引が遠い将来商業的地位の引き上げに有利な結果を期待させることを認めながらも、「これら期待は利益が実際に獲得された時すなわち現在のものとなったときになって初めて行うことができる配当の分配を承認するために考慮できない (ces espérances ne pouvaient être prises en considération pour autoriser les distributions ne pouvant être opérées que lorsque les Bénéfices sont réellement acquis, c'est-à-dire actuels)」²⁴⁾ 点を強調した。

また、「利益は非常に不確実なその成功が長い年度待たされる危険な事業に依存する時には、実際に獲得され現在のものであるということとはできない (l'on ne peut dire que les bénéfices sont réellement acquis et actuels quand ils dépendent d'entreprises hasardeuses dont le succès, fort incertain, doit se faire attendre longues années)」²⁵⁾ と述べている。

以上の判決文に見られるとおり、ルクール社事件では、「利益が実際に獲得された時 (lorsque les bénéfices sont réellement acquis)」の解釈として「現在のもの (actuels) となった時」であることが明示された。「現在のもの」とは現時点で利益であることが確実なものと解釈される。

b. ルクール社事件の会計上の意義

ルクール社事件訴訟の中で示された司法的判断が、財産目録作成の実践にどのような影響を与えたかを検討してみよう。

同事件の判決の焦点は、「実際に獲得された配当」さらには「実際に獲得された利益」の解釈にある。

この点に関して、前出の1861・62年ミレス事件訴訟で「現金化」の考えが展開されたことはす

で検討した。しかし、1864年ルクール社事件訴訟では「現金化」の考えは後退している。

すなわち、配当は、実際かつ現在に獲得されている利益からのみ行うことができる。利益が「実際に獲得されている」とは、「現在ものである」ことを意味し、現時点で利益であることが確実であるものだけが配当可能であるとの判断が示された。

従って、配当の基礎となる利益は必ずしも現金化されている必要はなく、債権の形で現時点でそれが確実なものは配当できる。ルクール社事件訴訟では、司法的判断がこの点を明確にしたことに意義があると見られる。また、現時点で利益となるか否か不確実でそれが明らかになるまでに長期間を要する場合には、これを偶発的な利益であるとして配当利益から除外すべきことを表明した。

ここで重要な点は、「現金化」の思考が後退する一方、純利益を「実際獲得の配当・利益」の解釈を通して「資本の維持・保全」の観点から捉えている点である。ミレス、ルクール社両事件で示された司法的判断の観点は、1970・72年のコンパニー・イモビリエール社事件訴訟でさらに展開されている。

(3) 1870・72年のコンパニー・イモビリエール社事件

① 訴訟の争点

コンパニー・イモビリエール社 (Compagnie immobilière) の株主は、同社の旧理事会構成員ペリール (E. Pereire) 氏とにサルバドル (I. P. Salvador) 氏対して民事訴訟を提起した。²⁶⁾ 訴えは、ペリール氏ら会社幹部が1864年5月19日の株主総会において報告した1863年度決算書が不正のものであり、この決算書の数値を信じて同社の株式を購入した株主が損害を受けたことによる。

同株主総会における理事会の報告、貸借対照表および損益計算書の評価は、利益の決定と分配に関する定款規定に基づいていた。同社定款の第45条によれば、利益は年次費用に対する年次収益の超過額であること、当該超過額から10%が法定積立金の積み立てのために控除され、残りを配当と

して株主に分配することが規定されていた。⁽²⁷⁾

a. 1863年度の決算書

1864年5月19日の株主総会に提出された1863年度の処分案では、57,875.82フランが法定積立金に、1,916,000フランが配当に充てられ、520,882.45フランが次年度に繰越された。会計処理上の問題点は次の2点にあった。

1. 予備勘定 (compte previsions) から損益計算書に転記した1,274,832.85フラン
2. マルセイユ市との造成工事契約からの将来利益額2,400,000フラン

まず、予備勘定から損益計算書に転記した1,274,832.85フランは、ソシエテ・デ・ポール・ドウ・マルセイユ社 (Société des ports de Marseille) との合併時に、同社が自社の不動産を評価替えた結果生じた評価益の一部である。これを予備勘定で処理し、1863年度の損益計算書に収益として計上したものである。この合併時の不動産の評価益が利益であるか否かが問題になった。

次に、マルセイユ市との造成工事契約からの将来利益額2,400,000フランについては、これが利益か否かが争点となった。ペリール氏はマルセイユ市との間で1862年8月14日に締結した造成工事契約をコンパニー・イモビリエール社に譲渡した。契約の内容は、マルセイユ市が土地を18,000,000フラン (㎡当たり300フランで60,000㎡) で売却し、譲渡金額の前払金6,000,000フランを使って同社が造成工事を行い、残りの12,000,000フランをマルセイユ市に支払うことが条件として規定されていた。

同社は、1862年9月30日に当該造成工事を他の業者に3,600,000フランで下請けさせ、差額2,400,000フランを利益として計上したのである。この差額が利益か否か問題になった。

もし以上の二つの項目を1863年度の損益計算書から除外するならば、同年度は利益ではなく3,028,830.43フランの損失となった。

b. 1864年度の決算書

同社は、1864年度の決算書に基づいて、配当5,833,350フラン、法定積立金の積立て944,616.60フラン、次年度繰越2,668,199フランの処分が行われた。

1864年度の決算書における会計処理上の問題

点は、損益計算書に計上された土地の売却益12,216,382.82フランであった。この売却代金は1864年度に回収されたものではなく、大部分が10年、20年および30年の年賦払いであった。最も早い回収期日でも2年先である。売却代金の回収が長期にわたり、危険な偶発性を有している。この売却代金を利益計上できるか否かが争点となった。もしこの売却益を利益として計上しなかったならば、巨額の損失が発生していた。

c. 1865年度の決算書

同社は、1865年度の決算書に基づいて、配当6,000,000フラン、法定積立金の積立て997,507フラン、臨時積立金の積立て14,117,923フランの処分が行われた。

1865年度の決算書における会計処理上の問題点も、1864年度と同様に、損益計算書に計上された土地の売却益22,435,720フランであった。

② 裁判経過と司法的判断

1870年4月22日、パリ裁判所は原告の主張を認めて、ペリール氏とサルバドール氏に損害賠償を命じた。損害賠償額には、株式の購入額と購入日以降の購入額に係る利子が含まれ、さらに受取配当額と支払日以降の利子を控除したものであった。当該事件は破棄院で争われるが、1972年5月7日、破棄院民事部はパリ裁判所の判決を支持した⁽²⁸⁾。なお、この事件では「悪意 (mauvaise foi)」なきものとして違法配当による刑事罰は問われていない。

a. 配当可能利益の定義

パリ裁判所は配当可能利益を次のように定義した。

「株式組織の会社において、株主の分配に用いることのできる利益は、完了し現金化された取引ないし金庫の現金に相当する近い将来現金化される取引から生ずる、年度収益の費用に対する確実な超過額だけから構成される (Les bénéfices susceptibles d'être mis en distribution, dans les sociétés par actions, entre des actionnaires, se composent uniquement de l'excédant certain des produits annuels sur les dépenses, provenant d'opérations accomplies, et encaissé ou d'un encaissement prochain équivalant à des espèces

en caisse)』⁽²⁹⁾

また、「通常の規則は、完了し現金化ないし近い将来現金化される取引から生じ、また、金庫の現金と等価であると判断できる確実な利益だけが分配可能な利益と見なされる (Les règles ordinaires ne réputent bénéfiques susceptibles d'être mis en distribution que ceux qui sont certains, provenant d'opération accomplies, encaissés ou d'un encaissement prochain, pouvant être jugés équivaloir à des espèces en caisse)』⁽³⁰⁾

パリ裁判所の配当可能利益の定義は、「現金化」された利益だけでなく、「金庫の現金に相当すると判断できる近い将来現金化される取引」の利益も配当できることを明確にした。

さらに、1872年5月7日の破棄院判決は、「株式組織の会社において、株主に分配できる利益は、実現した資産あるいは即時に実現可能な資産に存しなければならない (Les bénéfiques susceptibles d'être distribués aux actionnaires dans les sociétés par actions doivent consister dans des valeurs réalisées ou immédiatement réalisables)』⁽³¹⁾ と述べ、分配可能利益が「実現した資産」ないし「即時に実現可能な資産」に存することが必要であると表明した。

この「実現」の意味は、現在のそれとは異なり取引が完了して利益が現金の形で回収されていることを意味する。また、「即時に実現可能」とは金庫の現金と等価であるほど直ちに現金化可能な利益を意味すると見られる。その意味では、1872年の破棄院の示した原則は、1870年判決の原則を表現を変えて述べたものにすぎない。

b. 1863年度における合併時の不動産評価益の利益性

パリ裁判所判決は、まず、コンパニー・イモビリエル社の1863年度の決算書について、合併時に生じた1,274,832.85フランの不動産評価益を利益でないと判断した。同裁判において、検事はこの点に関して次のように主張した。

「増価、すなわち原価を上回って不動産により獲得されたと考えられた価値は、不動産が売却される時になって初めて認識することができる。その時まで確実なことは、それが収益ではないということである。それは収入を生み出さない。それ

は費用を支弁するのに役立つえない。増価、仮定、期待でもって、負債を支払うことはできない。従って、それを損益計算書に計上してはならない (Une plus-value, dit-il, sur le premier article, c'est-à-dire la valeur supposée acquis par les immeubles en sus du prix de revient, ne peut être connu que lorsque les immeubles seront vendus. Jusque-là, ce qui est certain, c'est qu'elle n'est pas un produit; elle ne donne pas lieu à une recette : elle ne peut servir à payer une dépense. On ne paye pas une dette avec une plus-value, avec une hypothèse, avec une espérance. Donc, elle ne doit pas figurer au compte des profits et pertes)』⁽³²⁾

検事は、不動産の評価益をその売却まで利益として計上してはならないことを明確に主張している。パリ裁判所は検事側の主張を受け入れ、当該ケースの不動産評価益を「単なる増価 (simple plus-values)』であると判断し、その損益計算書利益への計上と配当可能性を否定した。また、破棄院も同様の判断を示した。

c. 1863年度における造成工事契約からの利益

この点に関して、パリ裁判所と破棄院はその利益性を否定した。両判決は、造成工事の下請けによる差額がマルセイユ市から取得した土地の価額を減すべき性質のものであると判断したのである。

d. 1864・65年度の土地売却益

この点についても、パリ裁判所と破棄院はその利益計上を否定した。パリ裁判所は次のように述べている。すなわち、

「会社の土地の原価に対する売却価格の超過額もまた、年賦払いのこれら価格が現金化されておらず、約定の年賦の支払期日さえ到来していない時には、計上することができない (Nil'excédent, sur le prix de revient des terrains de la société, des prix de revente, lorsque ces prix, payables par annuités, n'ont pas été encaissés, et les annuités stipulées ne sont pas même échues)』⁽³³⁾

両判決は、譲渡代金が回収に10～30年の長期を要する場合、これを回収の確実な債権にほど遠く危険で偶発的な性質 (périlleuses éventualités) をもつものとして、配当可能な利益に計上してはならないと判断した。

③ 1870・72年のコンパニー・イモビリエール社事件の会計上の意義

コンパニー・イモビリエール社事件の意義は、司法的判断が「配当可能利益」を定義した点にある。すなわち、配当可能利益は「完了し現金化された取引ないし金庫の現金に相当する近い将来現金化される取引から生ずる、年度収益の費用に対する確実な超過額だけから構成される」。

この定義はルクール社事件での判決と同じ立場に立ち、その考えをさらに明確化したものである。従って、ミレス事件や1863年有限責任会社法理由書で展開された「現金化」の考えは、1870・72年のコンパニー・イモビリエール社事件の判決で明確に修正されている。

この定義は当該事件以降の司法的判断に大きく影響を与え、配当可能な利益の性質に関する一般原則として用いられた⁽³⁴⁾。例えば、1888年1月9日のBanque nouvelle C. de Falloix 訴訟の判決に関して、次のような注釈が行われている。

「株主に分配すべき利益に関して、諸判決は年度利益の一部をなしうるために取引の収益が現金化されていることを厳格に要求していない。収益が<金庫の現金に相当するほど近い将来に現金化されること> (1870年4月22日パリ判決)、ないし<即時に実現可能であること> (1872年5月7日破棄院民事部判決) を要求することで満足している (Relativement aux bénéfiques à distribuer aux actionnaires, les arrêts n'exigent pas rigoureusement que les produits des opérations soient encaissé pour qu' ils puissent faire partie des bénéfiques de l'année. Ils se contentent d'exiger que les produits soient <d'un encaissement prochain équivalant à des espèces en caisse> (Paris 22 avril 1870), ou <qu'ils soient immédiatement réalisables> (Civ. rej. 7 mai 1872))⁽³⁵⁾

さらに重要な点は、不正確な計算書類による株式購入の損害賠償を問題にしたコンパニー・イモビリエール事件の判決においても、当期純利益の解釈が「実際獲得の配当・利益」の解釈を通して「資本の維持・保全」の観点からなされた点である。

以上、1856年法、1863年法および1867年会社法の一連の会社会計規制に続いて、1860・70年代に

展開された違法配当訴訟を検討した。

一連の会社会計規制では、会社幹部による計算書類の作成と監査役による監査が義務づけられたが、計算に関する規定はなかった。違法配当の罰則規定が設けられたが、違法配当の判断の前提となる純利益の定義は規定されなかった。

しかし、一連の会社規制後に出現した違法配当訴訟は、計上できる利益・財産の性質、計算書類の正確性・真実性の性質に重大な影響を及ぼしたと考える。司法的判断のよりどころとなった規定は、違法配当規定における「実際に獲得された配当」の解釈である。

1861・62年のミレス事件では、「実際に獲得された利益」を非常に狭く解釈し、現金化された利益だけが配当できる利益とした。

この「現金化」の考えは、1863年有限責任会社法の理由書の中で政府審議官デュベルジュールにより展開されたものの、同法委員会報告書ではドュ・ミラル報告官により否定された。「現金化」の思考の後退はその後の1864年ルクール社事件でも確認された。さらに、1870・72年のコンパニー・イモビリエール社事件では、同じ立場に立って配当可能利益の定義が示された。同定義が1870年代以降の違法配当訴訟の判決に大きな影響を及ぼした見られる。

配当可能利益の定義は、計上利益の性質とこれに関連する財産目録計上の借方財産項目の性質を明確にするものである。

しかし、本稿の文脈で重要な点は、1860・70年代の違法配当訴訟が純利益を「実際獲得の配当・利益」の解釈を通して「資本の維持・保全」の観点から判断している点である。

また、ミレス事件で、デュバン検事総長が財産目録の不正確性自体が問題であることを主張したが、裁判所はこの点を取り上げなかった。この点からも明らかのように、財産目録に不正確なところが見られても、留保利益あるいは秘密積立金の存在により配当が会社資本（資本金と法定積立金）の流出を伴わない限り違法性をもたないと判断されたのである。

以上の1860・70年代の違法配当訴訟の分析から次の点が明らかとなる。すなわち、一連の違法配当訴訟において、司法的判断が「利益」の解釈を

「活動成果の正確・真実な測定・表示」の観点からではなく、「会社資本の維持・保全」の観点から展開したことである。このため、計算書類の正確性・真実性は、裁判過程を通じた司法的判断によっても十分に担保されなかったと見られる。

[未完]

[注記]

- (1) Beaudonnat, E., *La Nation de dividende fictif*, Librairie de jurisprudence ancienne et moderne 1925.
- (2) 例えば, PIC., P., *Traité général théorique et pratique de droit commercial des sociétés commerciales*, Rosseau & Gie 1925, pp.657-661. Moreau, A., *La Société anonyme, Traité pratique* Tome I, Librairie du Journal des notaires et des avocats 1955. などを参照。
- (3) 訴訟の内容は次の判例集に基づいている。*Jurisprudence Générale-Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine* (以下, *J. G.* と略称する), 1862 I, pp.305-320.
- (4) *J. G.* 1862 I, p. 308.
- (5) *J. G.* 1862 I, p. 308.
- (6) *J. G.* 1862 I, p. 308.
- (7) *J. G.* 1862 I, p. 314.
- (8) *J. G.* 1862 I, pp.309-315.
- (9) *J. G.* 1862 I, p. 314.
- (10) *J. G.* 1862 I, p. 314.
- (11) *J. G.* 1862 I, p. 314.
- (12) *J. G.* 1862 I, p. 314.
- (13) *J. G.* 1862 I, p. 314.
- (14) *J. G.* 1862 I, pp. 315-319.
- (15) *J. G.* 1862 I, p. 318.
- (16) *J. G.* 1862 I, p. 317.
- (17) *J. G.* 1862 I, p. 320.
- (18) Rapporteur, M. le conseiller d'Etat Duvergier, *Exposé des Motifs, Gazette du Palais* (以下, *G. P.* と略称する) 1863, pp. 76-78.
- (19) *G. P.* 1863, p. 78

- (20) *J. G.* 1870 II, p.122.
- (21) *J. G.* 1870 II, p.122.
- (22) *J. G.* 1864 II, p.192.
- (23) *J. G.* 1864 II, pp.194-195.
- (24) *J. G.* 1864 II, p.195.
- (25) *J. G.* 1864 II, p.195.
- (26) *J. G.* 1870 II, pp.121-129.
- (27) *J. G.* 1870 II, p.126.
- (28) *J. G.* 1872 II, pp.233-236.
- (29) *J. G.* 1870 II, p.122.
- (30) *J. G.* 1870 II, p.126.
- (31) *J. G.* 1872 II, p.233.
- (32) *J. G.* 1870 II, p.123.
- (33) *J. G.* 1870 II, p.122.
- (34) 例えば, *Comptoir d'Escompte* 判決 (*J. G.* 1893 I, pp.49-50), 1898年 *Limoges* 判決 (*J. G.* 1899 II, pp.353-354), 1899年 *Riom* 判決 (*J. G.* 1901 I, pp.537-538.) を参照。
- (35) *J. G.* 1889 II, p.71.